

平成十八年十月十三日

宮城県規則第四百号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行については、法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第二号。以下「省令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年宮城県条例第七十四号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（平二七規則五四・一部改正）

(職員資格)

第二条 保育士の資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例別表第一第二号ハの規定により、六年を限度として、学級担任とすることができる。

- 一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第五条第一項に規定する基礎資格を有し、かつ、幼稚園教諭の普通免許状を取得できる認定課程を有する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条第一項に規定する大学（以下「大学」という。）、同法第百八条第三項に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第二十七条の指定を受けた教員養成機関（以下「教員養成機関」という。）に在籍しているとき。
- 二 教育職員免許法第十六条第一項に規定する教員資格認定試験を受験しているとき。
- 三 教育職員免許法別表第八の幼稚園教諭二種免許状の項の第二欄に定める免許状を取得した後、同項の第三欄に定める最低在職年数を当該免許状又は同項の第一欄に定める免許状に係る学校（これらに相当する義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部と幼稚部を含み、幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む。）における教諭又は講師として勤務した場合において、同項の第四欄に定める単位数を修得するために、幼稚園教諭の普通免許状に係る課程を有する大学、短期大学、教員養成機関又は放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第二条第一項に規定する放送大学に在籍しているとき、若しくは教育職員免許法別表第三備考第六号に規定する文部科学

大臣の認定する講習を受講しているとき。

2 幼稚園の教員の免許状を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例別表第一第二号ニの規定により、六年を限度として、満三歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する職員とすることができる。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設に在籍しているとき。

二 児童福祉法第十八条の八第一項に規定する保育士試験を受験しているとき。

（平一九規則九九・平二七規則五四・令四規則六一・一部改正）

（施設設備）

第三条 条例別表第一第三号イの規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第三条第三項に規定する連携施設（同条第四項第一号ロに該当する連携施設を除く。）を構成する幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及びその附属設備が、子どもが通常徒歩により移動できる範囲にある場合

二 子どもの移動が精神的及び肉体的に負担とならない移動方法及び移動時間により行われ、当該移動時の安全が確保される場合

三 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「幼稚園型認定こども園等」という。）を構成する幼稚園及び保育機能施設（法第三条第四項第一号ロに該当する連携施設を除く。）に在籍している子どもが日常的に合同して活動することが可能である場合

四 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能である場合

五 子どもに対する教育及び保育の提供に関して、定期的に情報交換の場を設ける等幼稚園及び保育機能施設の職員の連携が図られる場合

2 幼稚園型認定こども園等が次の各号のいずれにも該当する場合は、条例別表第一第三号トの規定により、食事の提供について当該幼稚園型認定こども園等以外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができる。

一 子どもに対する食事の提供の責任がある当該幼稚園型認定こども園等において、衛生面、栄養面等について業務上必要な注意を果たすため、その体制が整備され、調理業務を受託する者との契約において必要な事項が定められている場合

二 当該幼稚園型認定こども園等又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等栄養士による必要な配慮が行われる場合

三 幼稚園型認定こども園等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調

理業務を適切に遂行できる能力を有する受託業者とする場合

四 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、食物アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる場合

五 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項について幼稚園型認定こども園等の長が定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努める場合

(平二四規則二二・平二七規則五四・一部改正)

(教育及び保育の内容)

第四条 条別列表第一第四号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 幼稚園型認定こども園等における教育及び保育は、零歳から小学校就学前の全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満三歳以上の子どもに対する学校教育法第二十三条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

二 幼稚園型認定こども園等は、次のイからへまでに掲げる目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

イ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

ロ 健康かつ安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣及び態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

ハ 人とかかわりの中で、人に対する愛情及び信頼感並びに人権を大切にすることを育てるとともに、自立及び協同の態度並びに道徳性の芽生えを培うようにすること。

ニ 自然等の身近な事象への興味及び関心を育て、それらに対する豊かな心情及び思考力の芽生えを培うようにすること。

ホ 日常生活の中で、言葉への興味及び関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度及び豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

へ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

三 幼稚園型認定こども園等は、前号に掲げる目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

四 幼稚園型認定こども園等において教育及び保育を行うに当たっては、次のイからニ

までに掲げる事項について特に配慮しなければならない。

イ 当該幼稚園型認定こども園等の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等零歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

ロ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫すること。

ハ 共通利用時間（条例別表第一第一号ハに規定する満三歳以上の教育時間相当利用児が当該幼稚園型認定こども園等を利用する時間に相当する時間をいう。以下同じ。）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

ニ 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

五 幼稚園型認定こども園等における教育及び保育については、前号に掲げる幼稚園型認定こども園等として配慮すべき事項を踏まえつつ、幼稚園型認定こども園等として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にしなければならない。

六 幼稚園型認定こども園等においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次のイからニまでに掲げる事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

イ 教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児が在籍していることを踏まえ、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動及び休息、緊張感及び解放感等の調和を図ること。

ロ 共通利用時間における教育及び保育のねらい及び内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ハ 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満三歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満三歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定する等の工夫をすること。

ニ 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指す早期教育と

なることのないように配慮すること。

七 幼稚園型認定こども園等における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次のイからニまでに掲げる事項に留意しなければならない。

イ 零歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特徴を踏まえ、満三歳未満の子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満三歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

ロ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭、地域及び幼稚園型認定こども園等における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満三歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満三歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。

ハ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学び合いが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

ニ 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

八 幼稚園型認定こども園等における日々の教育及び保育の指導に際しては、次のイからヌまでに掲げる事項に留意しなければならない。

イ 零歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解し、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

ロ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違い等による集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特徴や課題に十分留意すること。特に、満三歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図るとともに、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

ハ 一日の生活のリズム、利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

ニ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等を工夫をすること。

- ホ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。
- ヘ 楽しく食べる経験、食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をすることへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組みを行うとともに、利用時間の相違により食事をとる子ども及びとらない子どもがいることにも配慮すること。
- ト 午睡は、生活のリズムを構成する重要な要素であることから、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なること並びに睡眠時間は子どもの発達の状況及び個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- チ 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。
- リ 幼稚園型認定こども園等の職員は、当該幼稚園型認定こども園等の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。
- ヌ 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と幼稚園型認定こども園等で日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。
- ル 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。
- 九 幼稚園型認定こども園等は、次のイからハマまでに掲げる事項に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。
- イ 子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- ロ 地域の小学校等との交流活動、合同の研修の実施等を通じ、幼稚園型認定こども園等の子ども及び小学校等の児童並びに幼稚園型認定こども園等及び小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ハ 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(平一九規則九九・平二一規則二四・平二七規則五四・令五規則二〇・一部改正)

(保育者の資質向上等)

第五条 条例別表第一第五号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 子どもの教育及び保育に従事する職員が、当該教育及び保育の質の確保、向上を図るための当該職員の資質の向上のために必要な時間を確保できるよう様々な工夫が行われていること。
- 二 幼稚園の教員の免許状を有する者及び保育士の資格を有する者との相互理解が図られるよう工夫が行われていること。
- 三 職員に対する当該幼稚園型認定こども園等の内外の研修の幅を広げることとし、これらの研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等が配慮されていること。
- 四 幼稚園型認定こども園等の長には、当該幼稚園型認定こども園等を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

(平二七規則五四・一部改正)

(子育て支援)

第六条 条例別表第一第六号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 子育て支援事業の実施に当たっては、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。
- 二 子育て支援事業の実施に当たっては、地域の子育て支援に関する要望を把握するとともに、当該要望に即した事業を実施すること。この場合、当該幼稚園型認定こども園等の所在する市町村と十分な連携を図ること。
- 三 保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- 四 子どもの教育及び保育に従事する者は、研修等により子育て支援に必要な能力をかん養し、その専門性と資質を向上させていくこと。
- 五 地域の子育てを支援する多様な団体等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を生かしていくこと。

(平二七規則五四・一部改正)

(認定の申請)

第七条 法第四条第一項に規定する申請書の様式は、幼稚園型認定こども園等認定申請書(様式第一号)とする。

2 前項の幼稚園型認定こども園等認定申請書には、当該認定申請に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(平二七規則五四・一部改正)

第八条 削除

(平二七規則七八)

(設置等の届出)

第九条 法第十六条の規定による設置の届出は、幼保連携型認定こども園設置届出書(様式第三号)によるものとする。

2 法第十六条の規定による廃止又は休止の届出は、幼保連携型認定こども園廃止(休止)届出書(様式第四号)によるものとする。

3 法第十六条の規定による設置者の変更の届出は、幼保連携型認定こども園設置者変更届出書(様式第五号)によるものとする。

4 前三項の届出書には、当該届出に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(平二七規則五四・追加)

(設置等の認可の申請)

第十条 法第十七条第一項の規定による設置の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書(様式第六号)によるものとする。

2 法第十七条第一項の規定による廃止又は休止の認可の申請は、幼保連携型認定こども園廃止(休止)申請書(様式第七号)によるものとする。

3 法第十七条第一項の規定による設置者の変更の申請は、幼保連携型認定こども園設置者変更申請書(様式第八号)によるものとする。

4 前三項の申請書には、当該申請に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(平二七規則五四・追加)

(幼稚園型認定こども園等の変更の届出)

第十一条 法第二十九条第一項の規定による幼稚園型認定こども園等の変更の届出は、幼

稚園型認定こども園等認定申請事項等変更届出書（様式第九号）によるものとする。

- 2 前項の幼稚園型認定こども園等認定申請事項等変更届出書には、当該変更に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（平二七規則五四・旧第九条繰下・一部改正）

（幼保連携型認定こども園の変更の届出）

第十二条 法第二十九条第一項及び省令第十五条第二項の規定による幼保連携型認定こども園の変更の届出は、幼保連携型認定こども園認可申請（届出）事項等変更届出書（様式第十号）によるものとする。

- 2 前項の幼保連携型認定こども園認可申請（届出）事項等変更届出書には、当該変更に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（平二七規則五四・追加）

（軽微な変更）

第十三条 省令第二十八条第一号の知事が定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 条例別表第一備考第一号イに該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園である幼稚園の収容定員に百分の五を乗じて得た数
- 二 条例別表第一備考第一号ロ(2)に該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に百分の五を乗じて得た数
- 三 条例別表第一備考第三号に規定する地方裁量型認定こども園 当該認定こども園である認可外保育施設の入所定員のうち満三歳以上の幼児の数に百分の五を乗じて得た数

- 2 省令第二十八条第二号の知事が定めるものは、子どもの一日の活動内容とする。

（平二七規則五四・旧第十条繰下・一部改正）

（報告）

第十四条 省令第二十九条の知事が定める日は、毎年五月三十一日とする。

- 2 省令第二十九条第二号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 職員配置に関する事。
- 二 職員資格に関する事。
- 三 施設設備に関する事。
- 四 教育及び保育に関する事。
- 五 保育者の資質向上等に関する事。

- 六 子育て支援に関すること。
 - 七 管理運営等に関すること。
- 3 省令第二十九条第三号の知事が定める事項は、次のとおりとする。
- 一 教育及び保育の目標並びに主な内容に関すること。
 - 二 子どもの一日の活動内容に関すること。
 - 三 利用料に関すること。
- 4 法第三十条第一項の規定による報告は、幼稚園型認定こども園等にあつては幼稚園型認定こども園等運営状況報告書（様式第十一号）により、幼保連携型認定こども園にあつては幼保連携型認定こども園運営状況報告書（様式第十二号）によるものとする。
- 5 前項の報告書には、認定こども園の運営に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（平二七規則五四・旧第十一条線下・一部改正）

（認定の辞退等の届出）

第十五条 幼稚園型認定こども園等の設置者（県を除く。次項において同じ。）は、当該幼稚園型認定こども園等の認定を辞退し、又は当該幼稚園型認定こども園等を休止しようとするときは、その辞退又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出をする場合において、当該幼稚園型認定こども園等の設置者は、事前に当該幼稚園型認定こども園等に在籍している子どもの保護者に対して、当該幼稚園型認定こども園等の認定を辞退し、又は当該幼稚園型認定こども園等を休止することについて十分に説明しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

（平二七規則五四・旧第十二条線下・一部改正）

（市町村との連携）

第十六条 知事は、法第三条第二項第二号に規定する適当と認められる数の子どもに関する事項について、法第四条第一項の規定による申請に係る保育所の所在する市町村の長の意見を聴くものとする。

（平二七規則七八・全改）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

幼稚園型認定こども園等認定申請書
(幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園)

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記のとおり幼稚園型認定こども園等(以下「認定こども園」という。)の認定を受けた
ので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条の
規定により申請します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 認定こども園の種類
- 3 認定こども園の名称
- 4 認定こども園の長となる者の氏名
- 5 施設区分
- 6 幼稚園の収容定員又は保育所若しくは認可外保育施設の入所定員
- 7 幼稚園、保育所、認可外保育施設の入園(所)現員
- 8 認定こども園としての子どもの受入枠

区分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計
保育を必要とする子どもの数	人	人	人
保育を必要とする子ども以外の子 どもの数	人	人	人
計	人	人	人

- 9 定員の弾力化の有無
- 10 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 11 子育て支援の事業名
- 12 認定こども園としての運営開始予定年月日

添付書類

- 1 職員配置の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員資格の基準を満たすことを証する書類
- 3 施設設備の基準を満たすことを証する書類
- 4 法第3条第5項各号の基準を満たすことを証する書類
- 5 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積が分かる平面図
- 6 教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画
- 7 教育及び保育に従事する職員の研修計画
- 8 子育て支援事業の実施に関する計画
- 9 管理運営体制に関する書類
- 10 その他知事が必要と認める書類

様式第3号(第9条関係)

幼保連携型認定こども園設置届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

市 町 村 長

下記のとおり幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により届け出ます。

記

- 1 目的
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 5 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(園則)
- 6 経費の見積り及び維持方法(定員含む。)
- 7 開設の時期

添付書類

- 1 学級の編製の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の教等の基準を満たすことを証する書類
- 3 園舎及び園庭の基準を満たすことを証する書類
- 4 園舎に備えるべき設備の基準を満たすことを証する書類
- 5 園具及び教具、教育及び保育を行う期間及び時間並びに表示の基準を満たすことを証する書類
- 6 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積が分かる平面図
- 7 教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画
- 8 教育及び保育に従事する職員の研修計画
- 9 子育て支援事業の実施に関する計画
- 10 管理運営体制に関する書類
- 11 その他知事が必要と認める書類

様式第4号(第9条関係)

幼保連携型認定こども園廃止(休止)届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

市 町 村 長

下記のとおり幼保連携型認定こども園を廃止(休止)したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 廃止(休止)の理由
- 4 園児の処置方法
- 5 廃止の期日(休止の予定期間)
- 6 財産の処分

添付書類

知事が必要と認める書類

注 事案に応じて適切な語句を用いること。

様式第5号(第9条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

市 町 村 長

市 町 村 長

下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置者の変更を行いたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 変更事項

変更しようとする事項	変更前	変更後

- 4 変更の理由
- 5 変更予定年月日

添付書類

変更の内容が分かる書類

注 事案に応じて適切な語句を用いること。

様式第6号(第10条関係)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
法人等名称
代表者氏名

下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により申請します。

記

- 1 目的
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 5 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(園則)
- 6 経費の見積り及び維持方法(定員含む。)
- 7 開設の時期

添付書類

- 1 学級の編製の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の数等の基準を満たすことを証する書類
- 3 園舎及び園庭の基準を満たすことを証する書類
- 4 園舎に備えるべき設備の基準を満たすことを証する書類
- 5 園具及び教具、教育及び保育を行う期間及び時間並びに表示の基準を満たすことを証する書類
- 6 法第17条第2項各号に掲げる基準に該当しないことを証する書類
- 7 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積が分かる平面図
- 8 教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画
- 9 教育及び保育に従事する職員の研修計画
- 10 子育て支援事業の実施に関する計画
- 11 管理運営体制に関する書類
- 12 その他知事が必要と認める書類

様式第7号(第10条関係)

幼保連携型認定こども園廃止(休止)申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
法人等名称
代表者氏名

下記のとおり幼保連携型認定こども園を廃止(休止)したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により申請します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 廃止(休止)の理由
- 4 園児の処置方法
- 5 廃止の期日(休止の予定期間)
- 6 財産の処分

添付書類

知事が必要と認める書類

注 事案に応じて適切な語句を用いること。

様式第8号(第10条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
法人等名称
代表者氏名

住所
法人等名称
代表者氏名

下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置者の変更を行いたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により申請します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 変更事項

変更しようとする事項	変更前	変更後

- 4 変更の理由
- 5 変更予定年月日

添付書類

変更の内容が分かる書類

注 事案に応じて適切な語句を用いること。

様式第9号(第11条関係)

幼稚園型認定こども園等認定申請事項等変更届出書
(幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園)

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名又は名称
代表者の氏名
(市町村長)

下記のとおり幼稚園型認定こども園等の認定申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 認定こども園の名称
- 3 変更事項

変更しようとする事項	変更前	変更後

- 4 変更予定年月日

添付書類
変更の内容が分かる書類

注 事案に応じて適切な語句を用いること。

様式第10号(第12条関係)

幼保連携型認定こども園認可申請(届出)事項等変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名又は名称
代表者の氏名
(市町村長)

下記のとおり幼保連携型認定こども園の認可申請(届出)事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 変更事項

変更しようとする事項	変更前	変更後

- 4 変更の理由
- 5 変更予定年月日

添付書類
変更の内容が分かる書類

注 事案に応じて適切な語句を用いること。

様式第11号(第14条関係)

幼稚園型認定こども園等運営状況報告書
(幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園)

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名又は名称
代表者の氏名
(市町村長)

幼稚園型認定こども園等の運営状況について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 認定こども園の名称
- 3 報告の日の前日における利用定員

区分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計
保育を必要とする子どもに係る利用定員	人	人	人
保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員	人	人	人
計	人	人	人

添付書類

- 1 職員配置の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員資格の基準を満たすことを証する書類
- 3 施設設備の基準を満たすことを証する書類
- 4 法第3条第5項各号の基準を満たすことを証する書類(公立施設は不要)
- 5 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積が分かる平面図
- 6 教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画
- 7 教育及び保育に従事する職員の研修計画

- 8 子育て支援事業の実施に関する計画
- 9 管理運営体制に関する書類
- 10 職員研修, 子育て支援事業等の実施状況が分かる書類
- 11 その他知事が必要と認める書類
(前年度報告時から変更のないものは添付不要)

様式第12号(第14条関係)

幼保連携型認定こども園運営状況報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名又は名称
代表者の氏名
(市町村長)

幼保連携型認定こども園の運営状況について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 報告の日の前日における子どもの数

区分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計
保育を必要とする子どもに係る利用定員	人	人	人
保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員	人	人	人
計	人	人	人

添付書類

知事が必要と認める書類

注 事案に応じて適切な語句を用いること。

附 則（平成一九年規則第九九号）

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一九年一月二六日）

附 則（平成二一年規則第二四号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二二号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第五四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（平成二七年規則第七八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第六一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年規則第二〇号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。